

# 令和 7(2025)年度 編入学(法学部) 入学試験問題

## 2. 試験科目及び試験時間

| 学部・学科 |         | 筆記試験                           |                                      | 面接                                  |
|-------|---------|--------------------------------|--------------------------------------|-------------------------------------|
| 法学部   |         | 9:00～10:00 (60分)               | 10:00～11:00 (60分)                    | 筆記試験終了後                             |
|       | 法 学 科   | 小 論 文                          |                                      |                                     |
|       | 政 治 学 科 | 法 学<br>政 治 学<br>社 会 学<br>1科目選択 | 英 語<br>ド イ ツ 語<br>フ ラ ン ス 語<br>1科目選択 | ※法学科のみ実施<br>時間・場所は試験当日<br>にお知らせします。 |
| 経済学部  |         | 9:00～10:00 (60分)               | 10:00～11:00 (60分)                    | 13:00～                              |
|       | 経 済 学 科 |                                |                                      |                                     |
|       | 経 営 学 科 | 経 済 学<br>経 営 学<br>1科目選択        | 英 語                                  | 時間・場所は試験当日<br>にお知らせします。             |

(注) 法・経済学部共に筆記試験では途中休憩はありません。

選択外国語のドイツ語・フランス語は選択者がいないため問題はありません。

政治学科の政治学・社会学は選択者がいないため問題はありません。

※太線わく内は必ず記入してください。

|      |     |      |             |      |  |    |          |  |
|------|-----|------|-------------|------|--|----|----------|--|
| 志望学部 | 法学部 | 志望学科 |             | 受験番号 |  | 氏名 | カナ<br>漢字 |  |
| 試験科目 | 小論文 | 備考   | 問題用紙(3枚中の1) | 採点欄  |  |    |          |  |

次の文章は、我妻榮博士(1897-1973)の「法律における理窟と人情」と題する講演からの抜粋である。この文章の中で我妻博士は、法律における理窟と人情を調和させる手段ないし方法として、大きく二つのものを紹介している。その二つとは何か。それぞれについて、我妻博士が講演の中で引用したもの以外の、具体的な例を挙げながら、分かりやすく説明しなさい。

法律における理窟と人情を調和させる第一の手段は、擬制、フィクションであります。事実をまげることです。末弘先生の名句を拝借すれば、「嘘の効用」であります。

法律家のよく引用する例にこういうのがあります。昔、ローマに、人を殺した者は死刑に処するという峻厳な法律が行なわれていたことがある。ある女が足の指の六本ある子供を生んだ。世間体を恥じ、また足の指の六本ある子供は大きくなっても、友人にからかわれて、恥ずかしい思いをするだろうと悲しんで、川に捨てて殺した。ただちに起訴されました。裁判官は、その母親の気持を憐れんで、なんとかしてかんべんしてやりたいと思った。けれども、およそ人を殺した者は死刑に処するという峻厳な法律を動かすことはできない。そこで、苦心したすえに、いわく、「ローマの法律は人を殺した者は死刑に処する。けれども、モンストルム、おばけを殺した者は無罪である。足の指が六本もあるものは、おばけであって人ではない。」と無罪の判決をしたということです。

法律の適用は、法律の規定を大前提とし、事実を小前提として、結論を引き出すのですから、大前提を動かすことができれば、小前提を動かす。結論の違ってくることは、いずれを動かした場合でも同じことになるわけです。

わが国にも同じような例があります。八百屋お七です。くわしく説明しなくとも、大部分の諸君はご存知だと思います。八百屋お七が火をつけました。当時、火をつけてたくさん家を焼いた者は火焙りにする、という法律になっていた。奉行は、可憐なお七に同情して、なんとかして助けたいと思いました。当時の法律では、十四歳までは責任無能力者であって、十五歳からはじめて責任能力を生ずる。八百屋お七は十五歳である。しかし、奉行はなんとか助けようとして、「そのほうは十四歳だろうな」、「そのほうは十四歳だろうな」とたたみかけて質問した。「そうです」といえば許すつもりでした。が、……「もみじのような手について、申しあげますお奉行さま、……生まれた年は丙午……」……「のぞきからくり」の文句であります。丙午といえ、もう十五であることはかくせない。そこで「十四といえは助かるに、十五といいたばかりに」……彼女は火焙りになったのでした。

これは擬制が成功しなかった例であります。しかし、とにかく、大前提たる法律をそのまま

※太線わく内は必ず記入してください。

|      |     |      |    |               |  |     |    |
|------|-----|------|----|---------------|--|-----|----|
| 志望学部 | 法学部 | 志望学科 |    | 受験番号          |  | 氏名  | カナ |
|      |     |      |    |               |  |     | 漢字 |
| 試験科目 | 小論文 |      | 備考 | 問題用紙(3 枚中の 2) |  | 採点欄 |    |

適用しては、導かれる結果が具体的妥当性に欠ける、しかし、その法律は容易に動かせない、という場合に、第一に考えられることは、小前提たる事実を動かすこと、すなわち、フィクションを用いることであります。それは洋の東西を問わず、時の古今に関せず、同工異曲であります。

(中略)

人情と理窟を調和させるための手段として、フィクションを用いることは、法律学のあまり発達しない時代には、しばしば行なわれることであります。しかし、これは、決して、理想的な方法ではありません。理想的な方法はどうか。むろん、大前提たる法律を解釈して、妥当な結論が導き出されるようにすることです。ここで、法律の解釈という問題に当面するわけがあります。

(中略)

そして、その場合にもっとも重要なことは、法律の規定の……存在理由といいますが、立法理由といいますが、そこにさかのぼってその規定を吟味することです。これも刑法の例になりますが、おそらく諸君もご存知の電気窃盗事件、……あれを考えてみましょう。電気を盗んだ者は窃盗か。刑法の規定によると、他人の財物を窃取するのが窃盗となっているが、財物とは、財産的価値のある物、すなわち液体・気体・固体のいずれかの有体物でなければならぬと一般に考えられていた。しかるに、電気は、エネルギーであって有体物ではない。それでも窃盗となるか。そこが問題となったのです。

大部分の諸君は法学部の学生さんのようですから、詳しく述べる必要はないと思います。わが大審院は、苦心した結果、やはり窃盗となるとして、有罪の判決をしたのです。その議論はどうかと申しますと……民法の専門家が、刑法の講義をするのは気がひけますが、私の理解するところによりますと、……いったい窃盗とは何だという問題をまず考える。窃盗とは他人の所有を侵すことではない。自分の所有物でも、他人に貸しておいたものを夜こっそり行って持ってくれば、窃盗になりかねない。窃盗は他人が管理しているものに対して、その管理を不当に犯すことである。暴力で犯せば強盗、こっそり犯せば窃盗。かように、他人の管理を犯すことが、窃盗だとすると、窃盗の目的は、管理しうるもの、管理可能性あるものということにな

※太線わく内は必ず記入してください。

|      |     |      |  |             |  |     |          |  |
|------|-----|------|--|-------------|--|-----|----------|--|
| 志望学部 | 法学部 | 志望学科 |  | 受験番号        |  | 氏名  | カナ<br>漢字 |  |
| 試験科目 | 小論文 | 備考   |  | 問題用紙(3枚中の3) |  | 採点欄 |          |  |

るはずである。財物の物というのは、管理可能性と考えなければならないはずである。なるほど、人知の発達しないときには、管理可能性あるものは、有体物に限ったかもしれない。しかし、人知が発達し、かつて人類の手の届かないところにあった電気も、いまやりっぱに管理しうるようになった。まず水力を利用して電気をおこし、電線を伝えて運び、灯を点じ、機械を動かさせることができるようになった。しからば、他人の管理を不当に犯して電気をとることは、窃盗になるといわねばなるまい。

まず、財物を窃取することを窃盗とする法律の理由にさかのぼる。それを吟味し、その概念を明らかにしたうえで、そこからくだってくる。そうすると、疑問はあながい容易に解決する。もちろん、その立法の理由にさかのぼるにしても、そこで概念を明らかにするにしても、またそこからくだってくるにしても、あくまで精緻な論理の筋をたどってゆかねばならない。いやしくも論理の枠をこわしたという感じを与えてはならない。

もう一つ例をあげましょう。「馬つなぐべからず」という立札がある。牛はつないでもよいだろう。馬は悪いのだから牛はよい、と反対解釈をするか、馬が悪いくらいなら牛も悪からう、と類推解釈をするか。馬と牛と同じか違うかと動物学者に聞いても、立札の意味がわかるはずはない。そこで、なぜ「馬つなぐべからず」という立札を立てたか、立法理由にさかのぼって考える。そこはしょっちゅう馬をひいて通る。つなぐにちょうどよい木があるので、そこにつないで休む。馬は小便や糞をして困る。とりあえず「馬つなぐべからず」と書いたのだ、というのであれば、牛もつないではいけないと類推解釈すべきでありましょう。牛の小便は汚くないということはない。これに反して、「馬つなぐべからず」といったのは、糞や小便をして困るからではない。蹴るからいかんだ、そこには、蹴られて困るものがあるのだ、というのであれば、牛は蹴りませんから、牛はつないでもよいという反対解釈をすることになります。立法の理由にさかのぼって、法規の用いた概念を分析し、その真髄を捉えたうえで、問題の事件においてまいりますと、あながい事柄がはっきりする、という例であります。

## 令和7（2025）年度 学習院大学 編入学（学士）

※太線わく内は必ず記入してください。

|      |     |      |      |      |  |     |          |  |
|------|-----|------|------|------|--|-----|----------|--|
| 志望学部 | 法学部 | 志望学科 |      | 受験番号 |  | 氏名  | カナ<br>漢字 |  |
| 試験科目 |     | 備考   | 解答用紙 |      |  | 採点欄 |          |  |

## 令和7（2025）年度 学習院大学 編入学（学士）

※太線わく内は必ず記入してください。

|                                                                  |     |      |    |      |  |     |    |  |
|------------------------------------------------------------------|-----|------|----|------|--|-----|----|--|
| 志望学部                                                             | 法学部 | 志望学科 |    | 受験番号 |  | 氏名  | カナ |  |
|                                                                  |     |      |    |      |  |     | 漢字 |  |
| 試験科目                                                             |     |      | 備考 | 解答用紙 |  | 採点欄 |    |  |
| <div style="border-top: 1px dashed black; height: 800px;"></div> |     |      |    |      |  |     |    |  |

## 令和7（2025）年度 学習院大学 編入学（学士）

※太線わく内は必ず記入してください。

|      |     |      |       |      |  |     |          |  |
|------|-----|------|-------|------|--|-----|----------|--|
| 志望学部 | 法学部 | 志望学科 |       | 受験番号 |  | 氏名  | カナ<br>漢字 |  |
| 試験科目 |     | 備考   | 下書き用紙 |      |  | 採点欄 |          |  |